

平成 31 年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園事業計画

I. 保育理念

西山保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- ・子どもの最善の利益の保証
- ・子どもの福祉の積極的な増進
- ・保護者に信頼される温かな支援
- ・地域の子育て支援の充実
- ・専門職としての資質の向上

II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

III. 西山保育園 保育目標 『明るく！楽しく！元気よく！』

1. 自然の中で友だちと仲良く遊ぶ子ども
2. 優しく思いやりのある子ども
3. 自分で考え、進んで行動する子ども

IV. 西山保育園 食育目標

1. 楽しく食べて、健康な心と体を育てよう

2. 保育の計画

- ・保育指針に基づき、子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮し、長期的な見通しをもった計画をたて、保育に取り組む。
- ・計画的に保育環境を見直し、防災防犯並びに感染症対策を含めた安全確保に努める。
- ・自ら考え、活動できる子どもを目指して、子ども自身の意欲を大切にすることを保育を目指す。
- ・子どもを尊重する保育とは何かを、常に考えた保育を実践する。

3. 事業計画

- ・保護者や地域、学校と連携し、地域の保育園として子育てに貢献する。
また、子どもたちの可能性や発達を大切にしながら、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

月	行事名	備考
4月	入園お祝い会	全園児
	父母の会総会、全クラス懇談会	全園児
	内科検診	全園児
5月	春の交通安全教室	交通指導員依頼
	男鹿水族館「お出かけ水族館」町立保育所との交流	地域子育て支援
	親子遠足	3,4,5歳児
6月	松寿荘デイサービスとの交流会	5歳児
	歯科検診	全園児
	総合避難訓練	雫石分署来園
7月	七夕会	全園児
	保育参観日 ぞう組	4,5歳児
	西山ふれあいサロンとの交流	世代間交流
	夏まつり(さんさ太鼓、ゲーム等)	地域子育て支援
8月	よしゃれ祭り	5歳児
	保育参観日 きりん組	1,2歳児
	収穫祭	3,4,5歳児
9月	防災の日 避難訓練	防災食
	運動会	地域子育て支援
	松寿荘デイサービスとの交流会	5歳児
	お弁当の日	全園児
10月	内科検診	全園児
	ハロウィン	全園児
	秋の交通安全教室	交通指導員依頼
	5歳児保護者と個人面談	5歳児
	参観日 らいおん組	2,3歳児
	人形劇(雫石町立西根保育所合同)の鑑賞	地域子育て支援

月	行事名	備考
11月	総合避難訓練	全園児
	西山キッズ発表会	全園児
12月	ふれあいサロン西山との交流	世代間交流
	クリスマス会	全園児
1月	水木団子作り(八区老人クラブ)	世代間交流
2月	西山雪まつり	全園児
	豆まき会	全園児
3月	ひな祭り会	全園児
	防災訓練(大地震)	防災食
	お別れ会	全園児
	卒園式	5歳児

以上の事業計画のほか、実施する事業

<多様な保育の提供>

- ・延長保育事業 ・一時預かり事業(一人親世帯は負担額が無料)
- ・乳児保育 ・障害児保育 ・施設開放事業

<毎月の行事>

- ・避難訓練 ・誕生会(保護者招待) ・食育集会 ・身長体重測定

<各種教室>

- ・カワイ体育教室(年10回) ・書道教室(年5回) ・英語教室(年6回)
- ・サッカー教室(年4回)

4. 子育て支援と地域との連携

- (1)子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉・教育を重視する。
- (2)保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (3)一人親世帯保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係を配慮して、養育力向上の助けとなるよう、適切に支援をする。
- (4)子育て家庭への支援や高齢者との交流など地域に根差した保育園を目指しながら、保育園もまた、「子育て支援」に携わる様々な地域社会のサポートを受ける、関係を築いていく。
- (5)小学校との連携を図り、園児がスムーズに小学校生活を送れるようにする。
- (6)年間を通して保育士資格取得のための実習、中高生の保育園体験、ボランティア活動の受け入れをする。

5. 環境の安全・感染症対策

- (1) 固定遊具施設内外の安全点検(週1回職員点検・年1回専門業者が固定遊具点検)
- (2) 各クラスの保育と保育室の安全チェックリスト・・・月1回
- (3) 乳幼児睡眠チェック表(SIDS対策)・・・乳児5分間隔
- (4) 建物、設備は必要に応じて修繕あるいは入れ替え
- (5) 使用したおもつは保育園で回収し消毒廃棄・・・毎日
- (6) 感染症や防犯対策のため、送迎時は玄関あるいはホールで子ども達の受け渡しをする。

6. 保健

- (1) 子どもの身長体重測定・・・毎月1回
- (2) 園児の内科検診・・・年2回 歯科検診・・・年1回
- (3) 全職員の健康診断(4月～12月)
- (4) 職員インフルエンザ予防接種(11月)

7. 危機管理

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努める。安全対策のために「西山保育園危機管理マニュアル」を全職員が共通理解をし、入所児童、保護者、職員の生命及び健康を守る。
- (2) セコム株式会社に保育園のセキュリティを依頼、セコム非常ボタンを2か所に設置。また防犯カメラを門扉付近に取り付け。不審者等に対する防犯対策を図る。
- (3) 保育室等に内鍵や玄関の内鍵は2重につけている。
- (4) 毎月の各種避難訓練の実施。
- (5) 乳児には離乳食個別対応、全年齢では給食個別対応とアレルギー除去食など、子どもの情報周知などの給食会議を持つ。

8. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
 - ・苦情受付担当者・・・主任保育士
 - ・苦情解決責任者・・・園長
 - ・第三者委員・・・1名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

9. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局と西山保育園との連携をとり、事務処理等について、相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会の子育て支援事業の周知及び連携により子育て環境の充実に努める。
- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら、柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮し、修繕が必要な場合は法人本体の事務局と協議を行いながら、保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

10. 守秘義務

(1) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報の秘密厳守と記録等の取り扱いを厳守する。

11. 諸会議の開催

(1) 雫石町が要請する会議に出席し町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。

(2) 岩手県社会福祉協議会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に加入し、職種間の連携を図りながら、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応した保育を目指す。

12. 職員の資質向上

(1) 施設長が自らの専門性を高め、保育園運営にかかわる様々な法令を遵守する。

(2) 正規職員は体系的・計画的な保育士等キャリアアップ研修を受講し、自己研鑽に努める。

(3) 外部研修を活用し、職員会議や園内研修を定期的で開催する。保育園運営について共有することにより職員の保育実践の質及び専門性の向上につなげる。

13. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

(1) 社協だよりへの掲載・・・年 3 回

(2) 園だより・・・月 1 回

(3) クラスだより・・・年 6 回

(4) 給食だより・・・月 1 回

(5) 行事等のお知らせ・・・適宜

14. 西山保育園積立資産について

【積立の目的】

・保育所施設・設備整備積立資産

長期的に安定した施設経営を確保するために、保育園施設経費に充てる資産として積立を行う。